
持続可能なサーキュラーエコノミーの 実現に向けて

1. 家電リサイクル法の成果と課題	1ページ
2. 社会的背景の変化	1ページ
3. リユースの市場と当社の取組み	2ページ
4. 小売の立場で家電リサイクル法について思うこと	3ページ

1. 家電リサイクル法の成果と課題

【成果】

- ① 再商品化(資源としての再利用)が大きく進展した
- ② 不法投棄の大幅な減少



【課題】

- ① 回収率(現状の回収率をどの様に評価するか?)
- ② リユースの促進

2. 社会的背景の変化

～1990年代	2000年代～(家電リサイクル法施行)	現在～
リニアエコノミー 大量消費・大量廃棄時代	国内におけるリサイクリングエコノミーの本格開始 廃棄物の発生を前提に再商品化(資源化)する時代	サーキュラーエコノミー 廃棄物を発生させない、 経済価値、素材価値があるものを損失させることなく使い続ける時代
・ 大量生産 ・ 大量販売 ・ 大量消費	【社会的課題】 ・ 自治体での処理困難 ・ 埋立処分場の逼迫 ・ 不法投棄の蔓延 再商品化(資源化)を制度 進展・解決	～「持続可能な社会」への地球規模的な懸念～ ・ 世界的な人口増(国内においては少子高齢化) ・ 気候変動 ・ 廃プラスチック問題(国内滞留・海洋プラスチック) ・ 自国処理の責任増(発展途上国で積み上がる電子機器類の廃棄物)

3. リユースの市場と当社の取組み

① リユース生産と販売状況(TV、冷蔵庫、洗濯機)

[当社実績]

	直近3年間
生産台数	225,200 台
販売台数	209,372 台

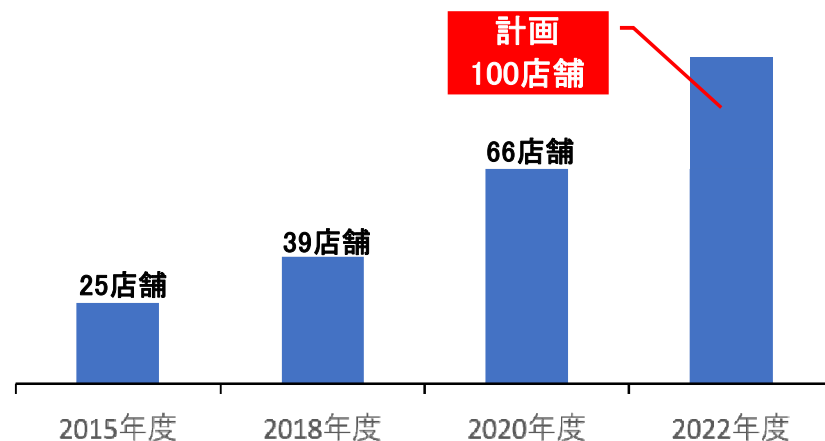
○ 購入層

子育て世代	子供部屋はリユース品がいい
事業者	事務所はリユース品がいい
学生	4年間使えればいい

⇒ 消費者はリユース品を購入することに抵抗感がなくなっている

② リユース品取扱い店舗の拡大

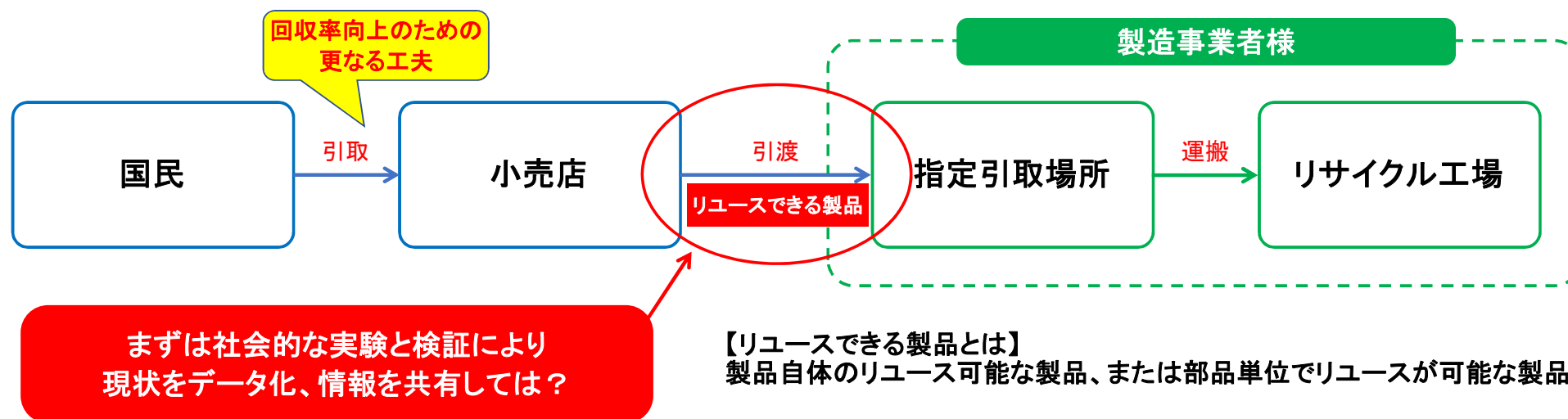
拡大するリユース品の需要に対応すべく、取扱い店舗を拡大



4. 小売の立場で家電リサイクル法について思うこと

この分野でサーキュラーエコノミーを推進できる取組みのひとつは「リユース」リユース需要に適応した「リユース、リサイクル」双方を促進できる制度にし、持続可能なサーキュラーエコノミーを推進したい

例) 小売が引き渡している特定家庭用機器廃棄物に、まだまだリユースできる製品があると感じる。



国会で審議中の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」にもリユースの概念が盛り込まれている。家電リサイクル法制度においても、リサイクルの高度化・回収率の向上と平行して、リユースが促進される仕組みを検討・検証した上で、制度に盛り込み、リユースリサイクル双方を推進できる制度にしたい。